

Ⅲ 児童福祉法関係（平成15年4月1日施行分）

法 律	施 行 令	施 行 規 則
目次 第1章 （略） 第2章 福祉の保障 第1節 療育の指導、医療の給付等（第19条－第21条の9） 第2節 居宅生活の支援 第1款 居宅生活支援費の支給（第21条の10－第21条の24） 第2款 居宅介護の措置等（第21条の25） 第3款 放課後児童健全育成事業（第21条の26） 第3節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所（第22条－第24条） 第4節 要保護児童の保護措置等（第25条－第33条の8） 第5節 雑則（第34条・第34条の2） 第3章・第4章 （略） 第5章 雑則（第56条の6－第62条の3） 附則 第6条の2 この法律で、児童居宅支援とは、児童居宅介護、児童デイサービス及び児童短期入所をいう。 ② この法律で、児童居宅介護とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童（以	目次 第1章 （略） 第2章 福祉の保障（第8条の2－第9条の13） 第3章～第5章 （略） 附則	目次 第1章 厚生労働省令で定める便宜等（第1条－第1条の5） 第1章の2 児童福祉司（第1条の6） 第1章の3 （略） 第2章 福祉の保障（第7条－第36条） 第3章～第6章 （略） 附則 （略） 第1章 厚生労働省令で定める便宜等 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第百64号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規

下「障害児」という。)であつて日常生活を営むのに支障があるものにつき、その者の家庭において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

③ この法律で、児童デイサービスとは、障害児につき、肢体不自由児施設、知的障害児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

④ この法律で、児童短期入所とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において介護を受けることが一時的に困難となつた障害児につき、肢体不自由児施設、知的障害児施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間の入所をさせ、必要な保護を行うことをいう。

⑤ この法律で、児童居宅生活支援事業とは、児童居宅介護等事業、児童デイサービス事

定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助とする。

第1条の2 法第6条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める施設は、肢体不自由児施設、知的障害児施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

第1条の3 法第6条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練の実施とする。

第1条の4 法第6条の2第4項に規定する厚生労働省令で定める施設は、児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療護施設又は特定身体障害者授産施設（同法第5条第5項に規定する特定身体障害者授産施設をいう。）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設（同法第5条第4項に規定する特定知的障害者授産施設をいう。）その他法第6条の2第4項の規定に基づく短期間の入所による保護を適切に行うことができる施設とする。

業及び児童短期入所事業をいう。

⑥ この法律で、児童居宅生活支援事業等とは、児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、障害児相談支援事業及び児童自立生活援助事業をいう。

⑦ この法律で、児童居宅介護等事業とは、児童居宅介護に係る第21条の10第1項の居宅生活支援費の支給若しくは第21条の12第1項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第21条の25第1項の措置に係る者につき児童居宅介護を提供する事業をいう。

⑧ この法律で、児童デイサービス事業とは、児童デイサービスに係る第21条の10第1項の居宅生活支援費の支給若しくは第21条の12第1項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第21条の25第1項の措置に係る者につき児童デイサービスを提供する事業をいう。

⑨ この法律で、児童短期入所事業とは、児童短期入所に係る第21条の10第1項の居宅生活支援費の支給若しくは第21条の12第1項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第21条の25第1項の措置に係る者につき児童短期入所を提供する事業をいう。

⑩～⑫ (略)

第1条 児童福祉法（以下「法」という。）第6条の2第12項に規定する放課後児童健全育成事業は、これを利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない

第1条の5 法第6条の2第10項に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による主として居宅において日常生活を営む身体に障害のある児童若しくは知的障害のある児童（以下この条において「障害児」という。）又はその保護者に係る状況の把握、同

第2章 福祉の保障

第1節 療育の指導、 医療の給付等

第19条～第21条の9 (略)

第2節 居宅生活の支 援

第1款 居宅生活支 援費の支給

第21条の10 市町村は、次条第5項に規定する居宅支給決定保護者が、同条第3項の規定により定められた同項第1号の期間（以下「居宅支給決定期間」という。）内において、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅支援事業者」という。）に児童居宅支援の利用の申込みを行い、当該指定居宅支援事業者から当該指定に係る児童居宅支援（以下「指定居宅支援」という。）を受けたときは、当該居宅支給決定保護者に対し、当該指定居宅支援（同項の規定により定められた同項第2号に規定する量の範囲内のものに

項に規定する情報の提供及び助言並びに指導、障害児又は保護者と市町村、児童相談所、児童居宅生活支援事業を行う者、児童福祉施設等との連絡及び調整その他の障害児又は保護者に必要な援助とする。

第1条の6 法第11条第1項第5号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～七 (略)

第2章 福祉の保障

第19条 法第21条の10第1項に規定する児童デイサービスに係る厚生労働省令で定める費用は、児童デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるものとする。

② 法第21条の10第1項に規定する児童短期入所に係る厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 食材料費
- 二 日用品費
- 三 その他児童短期入所において提供される便宜に要す

限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用(児童デイサービスに要した費用における日常生活又は創作的活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び児童短期入所に要した費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「特定費用」という。))を除く。)について、居宅生活支援費を支給する。

る費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

第20条 法第21条の11第1項の規定により居宅生活支援費の支給の申請をしようとする障害児(法第6条の2第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。)の保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地及び生年月日

二 居宅生活支援費の受給の状況

三 当該申請に係る児童居宅支援の具体的内容

四 障害児の扶養義務者の氏名、住所及び障害児との続柄

② 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第21条の10第2項第2号に掲げる額(以下「居宅利用者負担額」という。)の算定のために必要な事項に関する書類

二 現に居宅支給決定(法第21条の11第3項に規定する居宅支給決定をいう。以下同じ。)を受けている場合には、当該居宅受給者証(同条第5項に規定する居宅受給者証をいう。以下同じ。)

③ 市町村は、前2項に規定するもののほか、次条第1号に掲げる事項を勘案するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

② 居宅生活支援費の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 児童居宅支援の種類ごとに当該指定居宅支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額（その額が現に当該指定居宅支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定居宅支援に要した費用の額）

二 障害児又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

第21条の11 障害児の保護者は、前条第1項の規定により居宅生活支援費の支給を受けようとするときは、児童居宅支援の種類ごとに、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

② 市町村は、前項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度、当該障害児の保護者の状況、当該障害児の居宅生活支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、居宅生活支援費の支給の可否を決定するものとする。

第21条 法第21条の11第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 居宅生活支援費の支給の申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況

二 当該障害児の保護者の状況

三 当該障害児の保護者の居

③ 前項の規定による支給の決定（以下「居宅支給決定」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 居宅生活支援費を支給する期間

二 児童居宅支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において居宅生活支援費（次条第1項に規定する特例居宅生活支援費を含む。）を支給する指定居宅支援（同項に規定する基準該当居宅支援を含む。）の量（次条第1項及び第21条の13において「支給量」という。）

④ 前項第1号の期間は、児童居宅支援の種類ごとに厚生労働省令で定める期間を超えることができないものとする。

宅生活支援費の受給の状況

四 当該障害児の保護者の児童居宅支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

五 当該障害児の保護者の児童居宅支援の利用に関する意向の具体的内容

六 当該障害児の置かれている環境

七 当該申請に係る児童居宅支援の提供体制の整備の状況

第21条の2 市町村は、居宅支給決定を行つたときは、居宅利用者負担額を、居宅支給決定保護者（法第21条の11第5項に規定する居宅支給決定保護者をいう。以下同じ。）及び障害児の扶養義務者に通知しなければならない。

第21条の3 法第21条の11第3項第2号に規定する厚生労働省令で定める期間は、1月間とする。

第21条の4 法第21条の11第4項に規定する厚生労働省令で定める期間は、居宅支給決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と1年間を合算して得た期間とする。

② 居宅支給決定を行つた日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、1年間を法第21条の11第4項に規定する厚生労働省令で定める期間とする。

第21条の5 市町村は、法第21条の11第3項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載して居宅受給者証を交付するものとする。

一 居宅支給決定保護者の氏名、性別、居住地及び生年月日

二 障害児の氏名、性別及び生年月日

三 障害児の扶養義務者の氏名及び住所

四 交付の年月日及び居宅受給者証番号

五 居宅利用者負担額

六 その他市町村が必要と認める事項

⑤ 市町村は、居宅支給決定をしたときは、当該居宅支給決定を受けた障害児の保護者（以下「居宅支給決定保護者」という。）に対し、厚生労働省令の定めるところにより、第3項各号に掲げる事項を記載した受給者証（以下「居宅受給者証」という。）を交付しなければならない。

第9条の2 居宅受給者証（法第21条の11第5項に規定する居宅受給者証をいう。以下この条及び次条において同じ。）の交付を受けた居宅支給決定保護者（同項に規定する居宅支給決定保護者をいう。第3項及び次条において同じ。）は、居宅支給決定期間（法第21条の10第1項に規定する居宅支給決定期間をいう。第3項及び次条において同じ。）内において、氏名を変更したとき、又は同一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内において居住地を移したときは、14日以内に、居宅受給者証を添えて、市町村にその旨を届け出なければならない。

② 前項の規定による届出があつたときは、その市町村は、

その居宅受給者証にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

- ③ 居宅受給者証の交付を受けた居宅支給決定保護者は、居宅支給決定期間内において、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、居宅受給者証を添えて、旧居住地の市町村にその旨を届け出なければならない。

- ⑥ 前項に定めるもののほか、居宅受給者証に関し必要な事項は、政令で定める。
- ⑦ 指定居宅支援を受けようとする居宅支給決定保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、指定居宅支援事業者に居宅受給者証を提示して当該指定居宅支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
- ⑧ 居宅支給決定保護者が指定居宅支援事業者から指定居宅支援を受けたとき（当該居宅支給決定保護者が当該指定居宅支援事業者に居宅受給者証を提示したときに限る。）は、市町村は、当該居宅支給決定保護者が当該指定居宅支援事業者に支払うべき当該指定居宅支援に要した費用（特定費用を除く。）について、居宅生活支援費として当該居宅支給決定保護者に支給すべき額の限度において、当該居宅支給決定保護者に代わり、当該指定居宅支援事業者に支払うことができる。
- ⑨ 前項の規定による支払があつたときは、居宅支給決定保護者に対し居宅生活支援費の支給があつたものとみなす。

⑩ 市町村は、指定居宅支援事業者から居宅生活支援費の請求があつたときは、前条第2項各号の市町村長が定める基準及び第21条の19第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準（指定居宅支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

第9条の3 市町村は、居宅受給者証を破り、汚し、又は失つた居宅支給決定保護者から、居宅支給決定期間内において、居宅受給者証の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、居宅受給者証を交付しなければならない。

第21条の6 令第9条の3の規定により居宅受給者証の再交付の申請をしようとする居宅支給決定保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地及び生年月日

二 再交付申請の理由

② 居宅受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その居宅受給者証を添えなければならない。

③ 居宅受給者証の再交付を受けた後、失つた居宅受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

第21条の7 居宅支給決定保護者は、指定居宅支援（法第21条の10第1項に規定する指定居宅支援をいう。第21条の17第3項において同じ。）を受けるに当たっては、その都度、指定居宅支援事業者（法第21条の10第1項に規定する指定居宅支援事業者をいう。以下同じ。）に対して居宅受給者証を提示しなければならない。

第21条の8 法第21条の11第11項に規定する厚生労働省令で定める法人は、営利を目的と

⑪ 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を社会福祉法第110条に規定する都道

府県社会福祉協議会その他営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

第21条の12 市町村は、居宅支給決定保護者が、居宅支給決定期間内において、指定居宅支援以外の児童居宅支援（指定居宅支援の事業に係る第21条の19第1項の厚生労働省令で定める基準及び同条第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当居宅支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、当該基準該当居宅支援（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用を除く。）について、特例居宅生活支援費を支給することができる。

② 第21条の10第2項の規定は、特例居宅生活支援費について準用する。

第21条の13 居宅支給決定保護者は、支給量を変更する必要

しない法人であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

一 当該法人が法第21条の11第10項の規定による支払に関する事務（次号において「受託事務」という。）を実施するに足る人員及び財政的基礎を有するものであること。

二 当該法人が受託事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて受託事務が不公正になるおそれがないものであること。

第21条の9 特例居宅生活支援費の支給を受けようとする居宅支給決定保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地、生年月日及び居宅受給者証番号

二 法第21条の12第2項において準用する法第21条の10第2項に規定する特例居宅生活支援費の額

② 前項の申請書には、同項第2号に掲げる額を明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

第21条の10 法第21条の13第1項の規定により支給量（法第

があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に対し、当該支給量の変更の申請をすることができる。

② 市町村は、前項の申請又は職権により、第21条の11第2項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、居宅支給決定保護者につき、必要があると認めるときは、支給量の変更の決定をすることができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る居宅支給決定保護者に対し居宅受給者証の提出を求めるものとする。

③ 市町村は、前項の決定を行った場合には、居宅受給者証に当該決定に係る支給量を記載し、これを返還するものとする。

第21条の14 居宅支給決定を行った市町村は、次に掲げる場

第21条の11第3項第2号に規定する支給量をいう。以下同じ。

)の変更の申請をしようとする居宅支給決定保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地、生年月日及び居宅受給者証番号

二 居宅生活支援費の受給の状況

三 当該申請に係る児童居宅支援の具体的内容

四 障害児の心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由

第21条の11 市町村は、法第21条の13第2項の規定により支給量の変更の決定を行つたときは、次に掲げる事項を書面により居宅支給決定保護者に通知し、居宅受給者証の提出を求めるものとする。

一 法第21条の13第2項の規定により支給量の変更の決定を行つた旨

二 居宅受給者証を提出する必要がある旨

三 居宅受給者証の提出先及び提出期限

② 前項の居宅支給決定保護者の居宅受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

第21条の12 市町村は、法第21条の14第1項の規定により居

合には、当該居宅支給決定を取り消さなければならない。

一 居宅支給決定に係る障害児が、指定居宅支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 居宅支給決定保護者が、居宅支給決定期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

② 前項の規定により居宅支給決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、当該取消しに係る居宅支給決定保護者に対し居宅受給者証の返還を求めるものとする。

③ 前2項に定めるもののほか、居宅支給決定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

第21条の15 市町村は、居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費の支給に関して必要があると認めるときは、居宅支給決定保護者又は児童居宅支援を担当する者に対し、文書その他の物件の提出若しく

宅支給決定の取消しを行つたときは、次に掲げる事項を書面により居宅支給決定保護者に通知し、居宅受給者証の返還を求めるものとする。

一 法第21条の14第1項の規定により居宅支給決定の取消しを行つた旨

二 居宅受給者証を返還する必要がある旨

三 居宅受給者証の返還先及び返還期限

② 前項の居宅支給決定保護者の居宅受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

第21条の13 市町村は、居宅支給決定、支給量の変更又は居宅支給決定の取消しを行うに当たつて、特に医学的、心理学的、教育学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めるものとする。

は提示を求め、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

第21条の16 第21条の10から前条までに定めるもののほか、居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第21条の17 第21条の10第1項の指定は、厚生労働省令の定めるところにより、児童居宅生活支援事業を行う者の申請により、児童居宅支援の種類及び児童居宅生活支援事業を行う事業所（以下この款において「事業所」という。）ごとに行う。

第21条の14 法第21条の17第1項の規定により児童居宅介護に係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等
- 五 事業所の平面図
- 六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所
- 七 運営規程
- 八 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項

第21条の15 法第21条の17第1項の規定により児童デイサービスに係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等

五 事業所の平面図及び設備の概要

六 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

七 運営規程

八 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項

第21条の16 法第21条の17第1項の規定により児童短期入所に係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、

次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等

五 事業所の種別（児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第82号。以下「指定居宅支援等基準」という。）第65条第1項に規定する併設事業所（次号及び第7号において「併設事業所」という。）又は同条第2項の規定の適用を受ける施設の別をいう。）

六 建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあつては、指定居宅支援等基準第67条第2項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）並びに設備の概要

七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数、指定居宅支援等基準第65条第2項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所者の定員

八 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

九 運営規程